

平成23年度

## 南小国町簡易水道事業

### 水質検査計画



南小国町産業振興課

## 目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要並びに施設の状況
- 3 水質検査項目、採水地点、及び検査頻度
- 4 臨時の水質検査
- 5 水質検査の委託とその選択基準
- 6 水質検査計画及び検査結果の公表並びにご利用の皆様のご意見

別紙

平成23年度水質検査計画

平成23年度水質検査採水計画

水質検査採水箇所一覧

## はじめに

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

### 1 基本方針

南小国町簡易水道事業では、安心、安全な水道水を供給するため、水源となる地下水の特徴及び水質管理において優位すべき事項を踏まえ、かつ、新しい水質基準に関する省令等の定めに基づき、これを基本方針として水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）、原水は水源施設にて直接取水できる箇所とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度は、次のとおりとします。
  - ① 水道法に基づき色、濁り及び残留塩素の検査については1日1回行います。
  - ② 水質基準項目における検査については、月1回以上の検査が必要な項目、及び3ヶ月に1回以上の検査が必要な項目に区分され、過去の検査結果、水源や給水地域の状況、特性等を踏まえ検査回数を軽減または省略することが可能となっていますが、水道水の安全性並びに1年間の水質変化を確認するため、全項目を年1回、30項目を年3回行います。
  - ③ 原水の検査については、水質基準の適用を受けませんが、水質基準項目のうち39項目を年1回行います。また、耐塩素性病原生物の汚染の可能性を判断するため指標菌の検査を年4回行います。

### 2 水道事業の概要並びに施設の状況

南小国町の水道は、中山間地域で起伏が著しく集落が点在しているといった地理的な条件で、簡易水道施設が主な地区毎に7つの給水区域に点在する形で給水を行っています。給水状況及び施設の状況については以下のとおりです。

- (1) 給水状況（平成21年度末）

行政区域内人口	4,631人
給水区域内人口	4,396人
給水人口	3,884人
普及率	83.9%
給水戸数	1,530戸
計画1日最大給水量	3,690m <sup>3</sup> /日

## (2) 施設の状況

配水区名	給水開始	水源地名	原水の種別	浄水方法	計画取水量
市原配水区	S33. 4. 1	立岩	湧水	塩素消毒	611. 4 m <sup>3</sup> /日
満願寺配水区	S57. 12. 1	志童子	湧水	塩素消毒	91. 3 m <sup>3</sup> /日
黒川配水区	S48. 4. 1	平野台	湧水	塩素消毒	2, 150. 6 m <sup>3</sup> /日
瀬の本配水区	S39. 6. 1	瀬の本	深井戸	塩素消毒	115. 7 m <sup>3</sup> /日
中原配水区	S32. 4. 1	中原	湧水	塩素消毒	439. 6 m <sup>3</sup> /日
		横道	湧水	塩素消毒	
		松の木	深井戸	塩素消毒	
波居原配水区	S62. 4. 1	波居原	湧水	塩素消毒	164 m <sup>3</sup> /日
満願寺西配水区	H14. 4. 1	星和	深井戸	塩素消毒	113. 5 m <sup>3</sup> /日

専用水道名	給水開始	水源地名	原水の種別	浄水方法	
学校給食センター専用	S53. 12. 1	西市原	深井戸	塩素消毒	

## 3 水質検査項目、採水地点及び検査頻度

### (1) 毎日検査

1日1回、各簡易水道を代表する公共施設の給水栓において色・濁り・残留塩素の監視を行います。

### (2) 水質基準項目検査

検査する水質基準項目については、過去の検査結果等も踏まえて、下記のとおり検査を行います。なお、詳細については別紙「平成22年度水質検査計画」の一覧表に、採水箇所については「水質検査採水箇所一覧」に記載しております。

#### ① 毎月検査する項目（省略不可）

1ヶ月に1回、各簡易水道の施設の系統を代表する給水栓において、水質基準項目のうち9項目について、水質検査を行います。

#### ② 3ヶ月に1回以上検査する項目

3ヶ月に1回、各簡易水道の施設の系統を代表する給水栓において、水質基準項目のうち30項目（①を含む）について、水質検査を行います。30項目のうち、一部過去の検査結果により省略や検査回数の減が可能ですが、水道水の安全性及び水質変化の確認のために行うものです。

#### ③ 全項目

過去の検査結果並びに水源その他の状況からの判断により、1年に1回あるいは3年に1回まで省略が可能な項目がありますが、水道水の安全性及び水質変化の確認のため、1年に1回、各簡易水道の施設の系統を代表する給

水栓において、水質基準項目の全項目について、水質検査を行います。

#### ④ 原水の検査

水質基準の適用を受けない原水については、1年に1回、各簡易水道の水源地施設の出水において、水質基準項目のうち消毒副生成物を除いた39項目について、水質検査を行います。

また、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）の汚染の可能性を判断するため、3ヶ月に1回、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を行います。

### 4 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化がある場合に、必要に応じて水源、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- (3) 水道施設（配水池、配水管、送・導水管等）が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (4) その他（利用者からの苦情、水質相談など）必要があると認められるとき。

上記のような水質変化により、浄水処理等の対応ができずに給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合、ただちに給水を停止するとともに、水質検査を実施し、検査結果から水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで検査を行います。

### 5 水質検査の委託とその選択基準

検体の採取・水質検査・成績書の発行までの水質検査業務を水道法第20条に基づき指定登録されている水質検査機関に委託します。

委託先の選択基準については、検査精度・信頼性を考慮し、厚生労働省が主催する「水質検査の精度管理に係る調査結果（Zスコア）」で結果が優秀であり、全50項目を自社分析でき、臨時検査時の迅速な対応により検査結果が出せる等、検査体制が整備されている検査機関とします。

### 6 水質検査計画及び検査結果の公表並びにご利用の皆様への意見

水質検査計画は、安心・安全な水道水を提供するため、過去3年間の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定、評価し、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改正を行う場合があります。このような、安心・安全な水道水の供給への取り組みをご理解いただく等の趣旨により、水質検査計画及び過去3年間の検査結果を公表します。南小

国町産業振興課建設班にて閲覧できます。また、南小国町のホームページに掲載します。

なお、結果については、ホームページでは各簡易水道の過去3年間の検査結果の最大値の集計を掲載し、詳細については産業振興課建設班にて閲覧できます。

また、水質検査計画を公表することにより、町民の皆様からご意見をいただき、水質検査計画の見直しの際にご意見を反映し、より安心・安全な水道水の供給を目指します。

平成23年度 水質検査計画

水質基準項目	基準値	過去3年間の検査結果最大数値 (mg/ℓ) H20～22	水道法に基づく検査回数	水源の状況や過去の検査結果から省略の可否	検査実施計画		浄水 50項目 (1月分)	原水 39項目 (1月分)	水質基準 30項目 (3ヶ月分)	水質基準 9項目 (8ヶ月分)	
					検査実施回数	設定理由					
1 一般細菌	100 個 以下	35	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
2 大腸菌	検出されないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	4回/年	省略可	4回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年	3回/年		
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ 以下	0.00005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年	市原浄水のみのみ3回/年		
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.001	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.001	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.003	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年	波居原浄水のみのみ3回/年		
8 六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
9 シアン化物及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略不可	4回/年		*1	1回/年	1回/年	3回/年	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ 以下	1.0未満	4回/年	省略不可	4回/年			1回/年	1回/年	3回/年	
11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ 以下	0.2	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
12 ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.3	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
13 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略可	1回/年		平成21年度より廃止され、15が新規項目				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略可	1回/年		平成21年度より廃止され、15が新規項目				
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
16 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
17 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
18 トリクロロエチレン *3	0.01 mg/ℓ 以下	0.003未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
19 ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年	1回/年	1回/年				
20 塩素酸	0.6 mg/ℓ 以下	0.2	4回/年	省略不可	4回/年	消毒副生物であり省略できない	1回/年		3回/年		
21 クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
22 クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	0.006未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
24 ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
25 臭素酸	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
26 総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
28 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ 以下	0.003未満	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
29 ブロモホルム	0.09 mg/ℓ 以下	0.011	4回/年	省略不可	4回/年		1回/年		3回/年		
30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下	0.008未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年		3回/年			
31 亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.2	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
33 鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	0.08	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
34 銅及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ 以下	20未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下	0.008	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
37 塩化物イオン	200 mg/ℓ 以下	20未満	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ 以下	52.6	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
39 蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下	197	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年	*1	1回/年	1回/年			
41 ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ 以下	0.000001未満	12回/年		4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ 以下	0.000001未満	12回/年		4回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年	3回/年		
43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
44 フェノール類	0.005 mg/ℓ 以下	0.0005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
45 有機物等(TOCの量)	3 mg/ℓ 以下	0.5	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
46 pH値	5.8以上 8.6以下	6 ~ 8.8	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
47 味	異常でないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
48 臭気	異常でないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
49 色度	5度以下	1	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
50 濁度	2度以下	0.6	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
指標菌検査	検出されないこと	無	4回/年		4回/年	クリプトスポリジウム対策					

\*1 水道水の安全性又は性状確認の為、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

\*2 人の健康の保護の観点からの基準値の等の設定については、WHO等が飲料水の水質基準設定採用している方法を基本とし、1日に飲用する水の量は2ℓ、人の平均体重として50kg(WHOでは60kg)を用い、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準として基準値が設定されている。

\*3 トリクロロエチレンの基準値についてはH23年度より0.01mg/ℓに変更。(H22年度以前は0.03mg/ℓ、検査結果も同基準をもととした結果)

平成23年度 水質検査計画(専用水道:学校給食センター)

水質基準項目	基準値	過去3年間の検査結果 最大数値 (mg/ℓ) H20~22	水道法に基 づく検査回 数	水源の状況 や過去の検 査結果から省 略の可否	検査実施計画		浄水 50項目 (1月分)	原水 39項目 (1月分)	水質基準 30項目 (3ヶ月分)	水質基準 9項目 (8ヶ月分)	
					検査実施 回数	設定理由					
1 一般細菌	100 個 以下	7	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
2 大腸菌	検出されないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	4回/年	省略可	4回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年	3回/年		
4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ 以下	0.00005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
8 六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
9 シアン化物及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略不可	4回/年		*1	1回/年	1回/年	3回/年	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ 以下	1.0未満	4回/年	省略不可	1回/年			1回/年	1回/年		
11 フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ 以下	0.08未満	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
12 ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
13 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略可	1回/年		平成21年度より廃止され、15が新規項目				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略可	1回/年		平成21年度より廃止され、15が新規項目				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
16 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
17 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
18 トリクロロエチレン *3	0.01 mg/ℓ 以下	0.003未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
19 ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
20 塩素酸	0.6 mg/ℓ 以下	0.06未満	4回/年	省略不可	4回/年		消毒副生物であり 省略できない	1回/年		3回/年	
21 クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	4回/年	省略不可	4回/年			1回/年		3回/年	
22 クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	0.006未満	4回/年	省略不可	4回/年			1回/年		3回/年	
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	4回/年	省略不可	4回/年			1回/年		3回/年	
24 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
25 臭素酸	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
26 総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
28 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ 以下	0.003未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
29 ブロモホルム	0.09 mg/ℓ 以下	0.012	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年			3回/年		
30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下	0.008未満	4回/年	省略不可	4回/年	1回/年		3回/年			
31 亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1未満	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
32 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
33 鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ 以下	0.06	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
34 銅及びその化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
35 ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ 以下	20未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
36 マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	4回/年	省略可	1回/年		1回/年	1回/年			
37 塩化物イオン	200 mg/ℓ 以下	20未満	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ 以下	33.7	4回/年	省略可	1回/年	安全性確認の為	1回/年	1回/年			
39 蒸発残留物	500 mg/ℓ 以下	144	4回/年	省略可	4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満	4回/年	省略可	1回/年	*1	1回/年	1回/年			
41 ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ 以下	0.000001未満	12回/年		4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ 以下	0.000001未満	12回/年		4回/年		1回/年	1回/年	3回/年		
43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下	0.008	4回/年	省略可	4回/年		安全性確認の為	1回/年	1回/年	3回/年	
44 フェノール類	0.005 mg/ℓ 以下	0.0005未満	4回/年	省略可	1回/年			1回/年	1回/年		
45 有機物等(TOCの量)	3 mg/ℓ 以下	0.4	12回/年	省略不可	12回/年	*1	1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
46 pH値	5.8以上 8.6以下	6.3 ~ 7.4	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
47 味	異常でないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
48 臭気	異常でないこと	無	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
49 色度	5度以下	1.8	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
50 濁度	2度以下	0.7	12回/年	省略不可	12回/年		1回/年	1回/年	3回/年	毎月	
指標菌	検出されないこと	無	4回/年		4回/年	クリプトスポリジウム対策					

\*1 水道水の安全性又は性状確認の為、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。

\*2 人の健康の保護の観点からの基準値の等の設定については、WHO等が飲料水の水質基準設定採用している方法を基本とし、1日に飲用する水の量は2ℓ、人の平均体重として50kg(WHOでは60kg)を用い、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準として基準値が設定されている。

\*3 トリクロロエチレンの基準値についてはH23年度より0.01mg/ℓに変更。(H23年度以前は0.03mg/ℓ)

平成23年度 水質検査採水計画

水質基準項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
							浄水	原水						
1 一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2 大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
3 カドミウム及びその化合物		○			○		●	●			○			4
4 水銀及びその化合物		△			△		●	●			△			1 (4)
5 セレン及びその化合物							●	●						1
6 鉛及びその化合物							●	●						1
7 ヒ素及びその化合物		□			□		●	●			□			1 (4)
8 六価クロム化合物							●	●						1
9 シアン化物及び塩化シアン		●			●		●	●			●			4
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●		●	●			●			4
11 フッ素及びその化合物							●	●						1
12 ホウ素及びその化合物		●			●		●	●			●			4
13 四塩化炭素							●	●						1
14 1,4-ジオキサン		●			●		●	●			●			4
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン							●	●						1
16 ジクロロメタン							●	●						1
17 テトラクロロエチレン							●	●						1
18 トリクロロエチレン							●	●						1
19 ベンゼン							●	●						1
20 塩素酸		●			●		●	●			●			4
21 クロロ酢酸		●			●		●	●			●			4
22 クロロホルム		●			●		●	●			●			4
23 ジクロロ酢酸		●			●		●	●			●			4
24 ジブromクロロメタン		●			●		●	●			●			4
25 臭素酸		●			●		●	●			●			4
26 総トリハロメタン		●			●		●	●			●			4
27 トリクロロ酢酸		●			●		●	●			●			4
28 ブロモジクロロメタン		●			●		●	●			●			4
29 ブロモホルム		●			●		●	●			●			4
30 ホルムアルデヒド		●			●		●	●			●			4
31 亜鉛及びその化合物							●	●						1
32 アルミニウム及びその化合物		●			●		●	●			●			4
33 鉄及びその化合物							●	●						1
34 銅及びその化合物							●	●						1
35 ナトリウム及びその化合物							●	●						1
36 マンガン及びその化合物							●	●						1
37 塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
38 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)							●	●						1
39 蒸発残留物		●			●		●	●			●			4
40 陰イオン界面活性剤							●	●						1
41 ジェオスミン		●			●		●	●			●			4
42 2-メチルイソボルネオール		●			●		●	●			●			4
43 非イオン界面活性剤		●			●		●	●			●			4
44 フェノール類							●	●						1
45 有機物等 (TOCの量)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
46 pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
47 味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
48 臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
49 色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
50 濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
指標菌検査		●			●			●			●			4
項目検査回数	9	32	9	9	32	9	50	39	9	9	32	9	9	

- カドミウム及びその化合物について、基準値が0.001mg/lから0.003mg/lに変更されたため、3ヶ月に1回実施
- △ 市原簡易水道において水質変化を確認するため実施
- 波居原簡易水道において水質変化を確認するため実施

水質検査採水箇所一覧

配水区・配水系統名		採水場所		採水方法
中原配水区	原水	中原水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
赤迫配水系統	浄水	中原湯田地区	個人宅の給水栓	屋外足洗い場の水栓
中原配水区	原水	横道水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
中原配水系統	浄水	中原瓜上地区	中原保育園	屋外手洗い場の水栓
中原配水区	原水	下中原水源地（深井戸）		取・送水ポンプの取付水栓
下中原配水系統	浄水	中原地蔵原地区	個人宅の給水栓	屋外手洗い場の水栓
市原配水区	原水	立岩水源地（湧水）	立岩水源公園	水汲み場
市原配水系統	浄水	赤馬場市原上町地区	市原保育園	屋外手洗い場の水栓
満願寺配水区	原水	志童子水源地（湧水）		取・送水ポンプの取付水栓ホース
満願寺配水区	浄水	満願寺志津地区	南小国町公民館満願寺分館	屋外手洗い場の水栓
満願寺西配水区	原水	星和水源地（深井戸）		取水ポンプの取付水栓ホース
星和配水系統	浄水	満願寺星和地区	星和水源地	屋内手洗い場の水栓
瀬の本配水区	原水	瀬の本水源地（深井戸）		取水ポンプの取付水栓
瀬の本配水系統	浄水	満願寺瀬の本地区	個人宅の給水栓	駐車場の水栓
黒川配水区	原水	平野台水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
黒川第1配水系統	浄水	満願寺黒川地区	個人宅の給水栓	屋内手洗い場の水栓
黒川配水区	原水	同上		
黒川第2配水系統	浄水	満願寺黒川地区	黒川保育園	屋外手洗い場の水栓
波居原配水区	原水	波居原水源地（湧水）		取・送水ポンプの取付水栓
波居原第1配水系統	浄水	満願寺長迫地区	南小国町公民館波居原分館	屋外の水栓
学校給食センター専用水道	原水	専用水道水源（深井戸）		ポンプ配管のドレン
	浄水	学校給食センター		学校給食センター内給水栓